

別記(二)

芝浦所長光兄に訴ふ

今般我々東京鐵骨橋梁製作所業員一同が現在の社會不況に依る最悪の生活の不安に對し  
 遺囑手首並解雇手首の別を以て不十分なる遺囑書を提出せしめたが遺囑手首に陰險な  
 る會社は何等の遺囑書に對して一切の裁量なくして判つて陰險に種業員一部の解雇を  
 宣傳し思威を與へ我々一人を思化せし上茲に遺囑手首を提出致し一月に於て會社は遺  
 とし之を拒絶しし以上遺囑手首以下二十名の者に對して一切の内容證明を致さず生活不安  
 しく困窮し入り拒絶し益々我等の難判を致し今日の状態に及んた次第でありませぬ。

我々一人一人今日を會社から切り出すに對して自重の自重を以て隱忍しと来たのでありませぬ  
 しか會社に我等に對して執拗を以て潜行的不起意の憤慨しにむき多く一級用給へ憾感あり之に  
 抗すべく決議した次第でありませぬ勿論我々は芝浦所長に對し御忠告をせしむる事、茲に其  
 の結果御用對し事情御深酌の上あり申す御同僚と御後援ありしことを希むはし御飲め致す  
 事ありませぬ

東京鐵骨橋梁製作所業員同

別記(一)

清水組東京鐵骨橋梁製作所暴虐ヲ訴フ

清水組東京鐵骨橋梁製作所一般社會不況を以て天不拘相尙利益を以て居しソレハ昨年六月親方  
 諸員ヲ撤擧しテ職之を直接作業トシタカラテアル

親方連ノ豪奢な生活抑同製作所ノ親方四名ハ五年勤續スル内ニ各一居火ナル土地ヲ購ヒ其在ナル  
 邸宅ヲ建テ或ハ別荘ヲ建テテ妻孥ヲ養フテ榮華ナシ生活クシテ居タノテアル此輩ニ會社ノ仕事ヲ  
 請負ワタ莫大ナル儲ケ上ケルバカリテナク會社事務終負等ト結地シテ仕事ヲマカシメ或ハ鉄材料ヲ何  
 十噸トナリ盜ミ出ス等ノ不正手段ニ依リテ莫大ナ金ヲ着服シテ居タカラテアル此親方等ノ不正  
 ト暴庄ト思ヒテ會社ノ親方別及撤擧ヲ要ホシテ同場解散シタノハ昨年六月ヲアリソレマテハ親  
 方連ノ會社其後十數ノ團ノ利益ヲ得ルニ至ワノノテアル

私腹ヲ肥サシメ居場傷組合破壊ニ狂言ヲ言ヒ親方等ト結地シテ私腹ヲ肥サシメ居タノテアル  
 ニ數年請負利益ノ機關ヲ要ホシタリ其ノ恨ミ致敵トシテ幹部ヲ壓迫シ組合破壊ニ狂言ヲ言ヒ  
 至ワタ例ハハ親方連ヲ末ニ持過同親方等ニ就テ會社事務者ト未済スル組合幹部ニ對シテ其情  
 問ヲ執勤トシテ日給ヲ差引シテ親部ノ収入ヲ減らしメテ事實上組合活動ヲ彈圧シ又十數  
 年勤續職工ノ怪我ノ痛痛ヲ死ニシテ之地ノ會社如ク退職手首金ノ制定ヲナシハ一文ノ見舞金  
 一文給フノ言フ冷酷極ムルニ至リタル、我々ハ斯クシテ冷酷ノ會社トシテ毎日不安ノ日々送リテ  
 來タノテアル最近ノ如ク又暴虐ノ親方連ノ如クシテハ一度不安心増スハカリテアルノテ去ル十七日退職手首  
 解雇手首ノ利益ヲ嘆願シタノテアル